

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月3日
【会社名】	株式会社リアルビジョン
【英訳名】	RealVision Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沼田 英也
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目13番5号
【電話番号】	(03)6277-8031(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目13番5号
【電話番号】	(03)6277-8031(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年12月2日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、K2D株式会社（以下、「K2D」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	K2D株式会社
本店の所在地	東京都港区芝四丁目5番11号
代表者の氏名	代表取締役 高木 啓太
資本金の額	70,000千円（平成26年11月30日現在）
純資産の額	76,986千円（平成25年12月31日現在）
総資産の額	129,451千円（平成25年12月31日現在）
事業の内容	デジタルビジネスコンサルティング事業、マーケティング・コンサルティング事業、インターネット通信販売事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高（千円）	238,742	255,496
営業利益（千円）	9,879	1,188
経常利益（千円）	9,548	934
当期純利益（千円）	6,455	530

（注）K2Dは平成24年1月に設立されており、平成24年12月期が設立初年度であるため、最近2事業年度の経営成績を記載しております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年11月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
高木 啓太	88.46%
木原 康博	9.62%
今野 譲治	1.92%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、航空管制向けグラフィックスボード及び医療用モニタ向け高精細グラフィックスボード、アミューズメント機器向けグラフィックスLSIの供給、当社独自技術であるFVT（医用画像表示ソフトウェア）製品の展開など、グラフィックス市場において様々な顧客ニーズに対応できる総合的なモニタソリューションを提供しております。また、組込系システムその他、多岐にわたる受託開発案件において、当社グループの保有する様々な開発技術を活用するとともに、グループ内の最適な人材配置による開発体制を構築し、グループ各社のシナジー効果を最大限に活用した事業展開に取り組んでおります。その結果、前連結会計年度においては売上高が前年度比154%、当期純損失は前年度比約50%と業績は回復傾向で推移しておりますが、当社は、今後の更なる収益基盤確立のため、業容の拡大並びに業績の改善に向けた経営戦略の策定及び事業構造の見直しを行ってまいりました。

K2Dは、主に海外において普及するECサイト等のIT関連サービスやビジネスモデルの日本国内への導入及び普及を目的としたローカライズ、プロモーション企画等を行うデジタルビジネスコンサルティング事業、日本未上陸の海

外ブランド製品等のインターネット通信販売事業及び、同製品に関するイベントやマーケティング企画等を行うマーケティング・コンサルティング事業を展開する企業です。

これまでの日本のコマース市場においては、「国内の店舗が国内の消費者に商品売ること」、「国内の消費者が国内の店舗から商品を購入すること」を前提とした事業が行われてまいりました。しかしながら、国内の人口の減少傾向が続いていることから、国内のコマースマーケットの伸びは鈍化しつつあります。一方で、海外では、スマートフォンをはじめとするインターネット端末の普及、決済や配送インフラの整備が世界規模で進んだことで、コマース分野におけるグローバル化が進展し、近年では「店舗が自国の消費者にとどまらず海外の消費者にも商品を直接売る」「消費者が自国だけでなく他国の店舗から直接商品を購入する」といった、クロスボーダーのコマースが急速に進んでおります。

このような環境下、K 2 Dはデジタルビジネスコンサルティング事業の一環として平成25年12月から、Twitter創業者のJack Dorsey 氏、GUCCIやPUMAなどを国際的なブランドを展開するケリンググループのオーナーであるFrançois-Henri Pinault氏、American Express Companyの社長であるEdward P. Gilligan、などがボードメンバーとして参画する

「Thing Daemon, Inc.」（代表者：Joseph Einhorn 本社：333 Hudson Street New York, NY 10013 United States）と提携し、米国やヨーロッパ各国を中心として、現在、世界140ヶ国以上で約1,200万人が利用するソーシャルコマースサービスである「F A N C Y」（<http://www.fancy.com/>）の日本向けローカライズ業務（翻訳、出店開拓等）を実施してまいりました。

F A N C Yは、店舗や利用者がそれぞれの属する国を意識することなく、ひとつのプラットフォームで商品のクロスボーダー売買が可能で、各種SNSサービスと連携することで、利用者はSNSサービスの繋がりをもとに、友人や自分の趣味嗜好にあった店舗やキュレーターなどをフォローし、利用者毎に高度に最適化した商品をリcommendedする機能を兼ね備えております。また、2012年にはAppleとGoogleによって「Best Android Apps」に選出され、さらに、2014年にはTwitter社とTwitter上のコマースプラットフォーム分野で提携を行うなど、国際的に展開する企業と幅広く提携関係を構築しながら、着実に事業を拡大させています。

平成26年11月、K 2 Dは、F A N C Yを運営するThing Daemon, Inc.との間で、F A N C Y事業の展開に関するより強固な業務提携契約を締結しました。当該契約を基に、K 2 DはF A N C Yの日本における運営強化のため、日本国内のベンダー開拓や翻訳業務等を実施し、日本国内のF A N C Y利用者が国内外の店舗から購入した商品売上の一部、日本国内の店舗が国内外の利用者に商品を販売した売上金額の一部がK 2 Dの収益となります。更に、既に米国でサービスを開始しているストアフロント（誰でも簡単にインターネットショップを開設できるシステム）に関しても、Thing Daemon, Inc.と共同で日本国内において事業を展開し、ストアフロントページの日本向けローカライズ、ストアフロント機能のプロモーション及びベンダーサポートを実施することとなりました。

また、K 2 Dは、上記Thing Daemon, Inc.との提携のほか、マーケティング・コンサルティング事業において、平成26年9月よりApple Japan Inc.との間でApple 社によるBeats By Dr. Dreヘッドフォン事業に関する契約を締結いたしました。Beats By Dr. Dreは、プロのサウンドエンジニアやミュージシャンのために開発されたヘッドフォンブランドで、海外のトップアーティストやハリウッドスターから絶大な支持を集めており、その認知度は今後更に上昇していくことが予想されます。K 2 Dは、Beats By Dr. Dre製ヘッドフォンの日本における需要拡大に備え、上記契約に基づきBeats By Dr. Dreのヘッドフォンの日本国内におけるイベント企画、インフルエンサー・リレーション構築、ソーシャルマーケティング企画等、マーケティング・コンサルティングに関する取組みを開始しております。

今後、K 2 Dは、平成25年12月期までの主力事業であった海外ブランド製品等のインターネット通信販売事業に加え、上記のとおりデジタルビジネスコンサルティング事業、マーケティング・コンサルティング事業に注力することで収益力の向上を見込んでおります。この度、当社がK 2 Dを完全子会社化することにより、新たな収益源としてクロスボーダーのデジタルビジネスコンサルティング事業及びマーケティング・コンサルティング事業の着実な収益基盤を当社グループに取り込み、当社とK 2 Dが営業基盤、技術基盤を共有しグループとして事業を推進することにより、より成長力の高い企業グループとなることが可能になるものと判断したこと、また、K 2 D株式の取得に際しては、当社の財務状況、今後の事業拡大に伴う手元流動性資金確保等の観点から、金銭による取得ではなく株式交換にてK 2 Dを完全子会社化することが相当であると判断したことから、本株式交換を実施することといたしました。

（3）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当の内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を完全親会社、K 2 Dを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換において、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会決議による承認を得ることなく行い、K 2 Dは平成26年12月2日開催の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、平成26年12月24日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当の内容

会社名	株式会社リアルビジョン (株式交換完全親会社)	K 2 D株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	750
株式交換により発行する新株式	普通株式：780,000株	

(注1) 本株式交換に係る割当の比率

K 2 D株式 1 株に対し、リアルビジョン株式750株を割当交付いたします。

(注2) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が生じることが見込まれますが、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができます。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

その他の本株式交換契約の内容

当社が、K 2 Dとの間で平成26年12月2日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社リアルビジョン(以下「甲」という。)とK 2 D株式会社(以下、「乙」という。)とは、平成26年12月2日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

本契約の定めるところにより、甲および乙は、両者間で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号)：株式会社リアルビジョン

(住所)：東京都港区赤坂二丁目13番5号

(2) 株式交換完全子会社：乙

(商号)：K 2 D株式会社

(住所)：東京都港区芝四丁目5番11号

第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、甲の普通株式780,000株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日(以下「基準日」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に750を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 金 0円

(2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 金0円

第4条（効力発生日）

株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年12月24日とする。但し、本株式交換の
手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更する
ことができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

乙は平成26年12月2日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議
を求める。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要性がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2. 甲は会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管理所の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手続を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第7条（株式交換条件の変更および本契約の解除等）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第8条（本契約の失効）

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議（但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。）がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または、(3)前条各項の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担（以下、併せて「損害等」と総称する。）に係る賠償を相手方に請求できない（但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。）

第9条（租税公課）

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第10条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第12条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月2日

甲：
東京都港区赤坂二丁目13番5号
株式会社リアルビジョン
代表取締役 沼田 英也

乙：
東京都港区芝四丁目5番11号
K2D株式会社
代表取締役 高木 啓太

(4) 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠

割当の内容の根拠及び理由

当社及びK2Dは、第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間で協議の上変更することがあります。また、本株式交換に伴う新株発行により、株式の希薄化が生じることとなりますが、上記(2)本株式交換の目的のとおり、当社は、本株式交換によりK2D子会社化を通じて将来的な収益基盤を当社グループに取り込み、より成長力の高い企業グループとなることで、企業価値ならびに株式価値の向上を図れるものと判断しております。

算定に関する事項

(a) 算定機関の名称ならびに当事会社との関係

当社は、本株式交換に際して交付される当社の株式の数の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びK2Dから独立した第三者機関である株式会社ベルウェザー（以下、ベルウェザーという）に算定を依頼いたしました。なお、算定機関であるベルウェザーは、当社及びK2Dから独立した算定機関であり、当社及びK2Dの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 算定の概要

K2Dの株式価値については、第三者機関であるベルウェザーに株式価値の算定を依頼いたしました。ベルウェザーは、K2Dが平成24年1月設立で事業の成長段階にある企業であり、過去の経営努力の蓄積としての純資産に重点的に着目するよりも、将来の収益力を基準とした企業価値を重視すべきであるとして、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用しました。DCF法においては、K2Dが作成した平成27年から平成29年の3年間の利益計画に基づき算出した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。また、平成30年以降については平成29年度の業績が継続することを前提としております。

なお、ベルウェザーがDCF法による算定の基礎としたK2Dの利益計画では、平成27年12月期にThing Daemon, Incとの提携に伴い、同社からの資金援助を前提としたマーケティング費用増加による減益（営業損失230百万円）、平成28年12月期以降はFANCYの日本国内利用者及びベンダー拡大に伴う大幅な増益（平成28年12月期：営業損失87百万円、平成29年12月期：営業利益183百万円）を見込んでおります。

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場していることから、市場評価方式により算定いたしました。

ベルウェザーは、当社が平成26年11月21日付にて開示いたしました「株式会社DSCの株式追加取得に伴う子会社化に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」以降、当該開示以前の期間とは異なる株価形成が確認されていることから、平成26年11月21日から本株式交換に係る当社取締役会決議日の前日である平成26年12月1日までの売買高加重平均価格の464円を算定の基礎としました。

以上を踏まえ、ベルウェザーは、DCF法を用いてK2Dの株式価値総額を246百万円から432百万円と算定しており、当該株式価値算定において当社株式の1株当たりの算定価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりであります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	K 2 D	531 ~ 932
市場株価法	D C F 法	

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、K 2 D と交渉を行った結果、K 2 D 株式 1 株に対して、当社株式750株を割当てることと決定いたしました。

- (5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社リアルビジョン
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目13番5号
代表者の氏名	代表取締役 沼田 英也
資本金の額	1,473,404千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	グラフィックス事業、システム開発ソリューション事業、ビジネスソリューション事業、広告事業

以 上